

4 両市町議会の状況

(1) つくば市議会の状況

荃崎町との合併協議を始めることについて必要な合併協議会規約の一部改正や議会議員から合併協議会への委員選出が行われ、合併協議がスタートした。第1回から第4回までの合併協議会は、協議内容が協議会の予算案や行政内容現況調書、行政内容分析調書などであり、比較的議論を要しない案件であったことから順当に進められた。その間の議会は、大きな議論はなかった。

しかし、平成12年11月に、市長と市議会議員の両選挙が行われると状況は変化してきた。市長は再選され引き続き協議会の会長として努めることになったが、正副議長に合併慎重論を唱える議員が選出され、また、同様な議員が合併協議会に多く選出され、合併問題について慎重な議論を求める意見が強くなってきた。

さらに、平成13年5月開催の第7回合併協議会協議事項のうち、合併協定項目「9. 議会議員の定数及び任期の取扱い」についての議事の進め方について、一部委員より大きな不満が出された。この案件については議員の身分に係わる問題であるので、議会で協議してからにしたいので持ち帰りたいとつくば市委員（つくば市議会議長）より意見が出されたが、他の委員より議員だけの議論でなく、町民・市民側に立った考え方で進めてもらいたいとの意見が出され、採決の結果、この協議会で決定された。

平成13年9月市議会定例会は、最終日の9月21日、荃崎町との合併に関する特別委員会の設置動議をめぐり、議員間の意見調整がつかず、本会議が開かれぬまま時間切れとなり流会し自然閉会した。荃崎町との合併について、合併協議会の議論の評価が対立の原因であった。「市議会の意見を十分に反映しておらず、精査する必要がある。」として特別委員会設置を主張する議員と、「議会の代表が参加しており、この時期の特別委員会設置は必要ない」と全員協議会での協議を唱える議員が真二つに分かれ、互いに譲らなかった。このことにより補正予算や条例制定などの議案もすべて廃案となった。

12月市議会定例会は、11月12日に荃崎町との合併協定に調印したことにより合併関連議案が審議されることとなった。議案の審議順序について執行部提案は合併関連3議案が先で補正予算や条例案などが後になっていた。合併問題を巡る合併推進派と慎重派の議員間の意見対立を背景に、合併関連議案の審議・採決の順番を盛り込んだ本会議の議事日程をめぐって、双方の立場の議員が「議事日程の変更」、「会期日程の変更」を求める動議をそれぞれ提出した。議事日程は、12月4日の議会運営委員会で協議された。本会議では、合併関連3議案について、他の議案と切り離し、審議・採決を最後に行うとする予定になっていた。これに対し、合併推進派の議員が、先例に従って、執行部提案の順番通り、合併関連議案を先に審議・採決するよう議事日程変更を求める動議を提出した。

一方、12月市議会定例会での合併審議に慎重な立場をとる議員から「議員間でコンセンサスを得るには十分な時間を要する」として会期変更（延長）について議会運営委員会で協議を要求する動議が出された。推進、慎重両派からの動議の扱いを巡って紛糾した。

本会議では、開会直後に会期を決めないまま、休憩に入り再開へ向けた議員間の意見調整が深夜まで断続的に続いたが、再開できずに流会となった。このため、合併関連議案や補正予算などの議案が提案できなく宙に浮いた形となってしまった。

その後、12月10日に21人の議員連名により、合併関連3議案について臨時会を招集する

よう地方自治法第101条第1項の規定により、つくば市長への請求書が提出された。

12月17日に議会全員協議会が開催され、合併関係について協議がされた。

12月21日に第3回臨時議会が開催され、12月定例議会で宙に浮いてしまった議案などが審議された。この日は、合併関連以外の議案が先に審議・採決され、午後3時過ぎから合併関連3議案の審議に入った。議員12人が相次いで質疑を行い、両市町による制度調整状況、新市建設計画の詳細、行財政のスリム化方策などについて質疑を行った。質疑を行ったのが12人と多数だったうえ時間に制限がなく、質疑に1時間以上費やす議員もいたため、深夜12時近くになって会期を1日延長し、徹夜議会となり、審議は翌朝まで約15時間に及んだ。質疑終了後、賛成、反対それぞれの立場から5人ずつ討論を行い、持論を主張した。起立による採決を行い、3議案いずれも出席議員34人のうち退席した1人を除き、23人が賛成し10人が反対して原案のとおり可決された。

また、一部市議団が議員提案した合併の賛否を問うための住民投票条例案は賛成少数で否決された。最後の議決を終え、議長が閉会を宣言したのは22日午前6時過ぎだった。

今回の茎崎町との合併問題について議会の状況を総括すると、そもそも合併に反対の議員、合併の進め方について疑問をもっている議員はいたものの、多くの議員は合併賛成であった。

(2) 茎崎町議会の状況

筑波研究学園都市を構成する町村のうち、大穂、豊里、谷田部、桜、筑波の旧5町村は、昭和62年から翌63年にかけて合併し、つくば市となったが、茎崎町は唯一合併に加わらなかった。

しかし、筑波研究学園都市を構成する自治体として共に歩んできた経緯もあり、また、県の行政指導もあったことから、つくば市が誕生した後の昭和63年2月8日に法定の「つくば市及び茎崎町合併協議会」が設置された。しかし、この合併協議会は、諸般の事情により約11年間開催されなかった。

また、平成2年に当時の茎崎町長が町議会議員に対し「つくば市との合併について」議会としての意見を求めた。この結果として「町議会議員15名の連名により、つくば市との合併は時期尚早、また、1名の議員は早期合併を主張」との回答が出された。その後も合併に係わる大きな議論はなかった。

ところが、平成10年11月22日茎崎町長選挙に「つくば市との合併推進を公約」に栗原氏が初当選してからは、議会での合併議論が活発になった。

平成11年4月には、町議会議員の選挙も行われ、つくば市との合併推進を表明する議員が多くなり、一部の慎重派議員はいたものの全体としては、合併を推進する方向へと進みだした。議会議員の自主的な合併勉強会を開催するとともに、合併協議会の開催については、事前の議会全員協議会を開催し協議事項を協議し、また、協議会終了後にはその報告を逐次行いながら合併協議を進めてきた。

平成13年12月茎崎町議会定例会において、つくば市との合併関連3議案が審議され、一部議員が合併慎重論を主張したものの賛成多数により12月13日に3議案とも原案のとおり可決された。また、合併可否の住民投票条例制定議案については、平成14年1月15日の臨時議会において否決となった。

5 合併協議会の協議経過

つくば市及び茎崎町の合併協議会は、約2年間に11回開催された。協議の概要は、次のとおりである。

◆第1回合併協議会（平成11年11月30日：ホテルグランド東雲）

【議事】

（報告事項）

- ①合併協議会規約について
- ②合併協議会事務局規程及び財務規程について

（協議事項）

- ①つくば市及び茎崎町合併協議会の今後のスケジュールについて
- ②平成11年度つくば市及び茎崎町合併協議会予算（案）について

◆第2回合併協議会（平成12年3月24日：つくば市谷田部庁舎3階会議室）

【議事】

（協議事項）

- ①平成12年度つくば市及び茎崎町合併協議会予算（案）について
- ②つくば市及び茎崎町行政内容現況調書の一部について

*協議会終了後、研修会を開催した。

講師：神永日出男氏（茨城県総務部地方課広域行政推進室長）

演題：「市町村合併による新しい地域づくり」

◆第3回合併協議会（平成12年8月8日：茎崎町中央公民館会議室）

【議事】

（認定事項）

- ①平成11年度つくば市及び茎崎町合併協議会決算認定について

（協議事項）

- ①行政内容現況調書について

◆第4回合併協議会（平成12年10月6日：つくば市谷田部庁舎3階会議室）

【議事】

（協議事項）

- ①行政内容分析調書について

◆第5回合併協議会（平成13年2月1日：茎崎町中央公民館会議室）

【議事】

（協議事項）

- ①合併協定項目（案）について
- ②合併協定項目「1. 合併の方式」について

合併協定項目（案）については、合併協定書に記載する項目を、原則 21 項目とし、今後協議を進めていくことが了承された。ただし、今後の協議で必要に応じて変更できることとした。

合併協定項目「1. 合併の方式」については、協議の結果、つくば市が茎崎町を編入する編入方式とすることが決定された。

◆第 6 回合併協議会（平成 13 年 3 月 29 日：つくば市谷田部庁舎 3 階会議室）

【議事】

（協議事項）

- ①平成 13 年度つくば市及び茎崎町合併協議会予算（案）について
- ②行政制度等に関する調整指針（案）について
- ③新市建設計画の策定方針（案）について
- ④合併協定項目「3. 新市の名称」について
- ⑤合併協定項目「4. 新市事務所の位置」について
- ⑥合併協定項目「5. 財産の取扱い」について

協議事項①から③については、原案のとおり決定された。

合併協定項目「3. 新市の名称」については、事務局から前回の会議で、合併の方式がつくば市へ茎崎町が編入される編入合併と決定していることから、「新市の名称は、つくば市とする。」案が提案され、事務局案のとおり決定された。

合併協定項目「4. 新市事務所の位置」については、新市の名称と同様に、現在のつくば市役所の位置である「つくば市大字谷田部 4 7 4 1 番地」と決定された。

合併協定項目「5. 財産の取扱い」については、事務局より「茎崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の財産（権利及び義務を含む）は、すべてつくば市に引き継ぐものとする。」案が提案され、事務局案のとおり決定された。

◆第 7 回合併協議会（平成 13 年 5 月 15 日：茎崎町中央公民館会議室）

【議事】

（認定事項）

- ①平成 12 年度つくば市及び茎崎町合併協議会決算認定について

（協議事項）

- ①合併協定項目「9. 議会議員の定数及び任期の取扱い」について
- ②合併協定項目「10. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」について
- ③合併協定項目「12. 一般職の職員の身分の取扱い」について
- ④合併協定項目「13. 特別職の職員の身分の取扱い」について
- ⑤合併協定項目「14. 一部事務組合等の取扱い」について

合併協定項目「9. 議会議員の定数及び任期の取扱い」については、協議の結果、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 7 条第 1 項第 2 号を適用し、茎崎町議会のすべての議員は、つくば市議会議員の残任期間に合わせて引き続き在任することに決定された。

合併協定項目「10. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」については、協議の結果、

次のとおり決定された。

(1) 荃崎町農業委員会は、つくば市農業委員会に統合するものとする。

(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項及び第2項を適用し、荃崎町農業委員会の選挙による委員は、つくば市農業委員会の委員の残任期間に合わせて引き続き在任することに決定された。

合併協定項目「12. 一般職の職員の身分の取扱い」は、事務局より「荃崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の一般職の職員は、すべてつくば市の一般職の職員として引き継ぐものとする。なお、職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱い等細目については、両市町の長が協議して定める。」案が提案され、事務局案のとおり決定された。

合併協定項目「13. 特別職の職員の身分の取扱い」については、協議の結果、両市町の長が別に協議して定めることに決定された。

合併協定項目「14. 一部事務組合等の取扱い」については、事務局より以下のとおり案が提案され、事務局案のとおり決定された。

(1) 筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団については、合併の前日をもって解散するものとする。

(2) 荃崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退するものとする。

(3) 筑南地方土地開発公社については、荃崎町は合併の前日をもって脱退するものとする。

なお、合併協定項目「9. 議会議員の定数及び任期の取扱い」については、次のような意見が出された。

・合併の方式が編入合併と決定している。町としては、次の町長選挙、町議会選挙をしないで、その前に合併したい。議員の身分の取り扱いについては、合併特例法の「在任特例」を適用していただきたい。また、合併後最初に行われる市議会の一般選挙では、定数特例を適用せず、地方自治法の定数により通常選挙で良い。これが、荃崎町議会の考え方である。

・荃崎町との合併については、つくば市では何のリスクもないので、荃崎町議員が協議のうえ選択したものについて、何ら異論はない。

・つくば市においては、まだ議会の中で議論をしていないので、できれば持ち帰って協議したい。

・つくば市側では、ほとんど議論されていない。

・議員でないので、一般の代表として意見を述べさせていただきたいとしたうえで、荃崎が今まで合併が出来なかったのも、このような議員の問題があったからだと思う。議員だけの論議ではなく、町民側・市民側に立った考え方で進めてもらいたい。

これらの意見を踏まえ、この件について、この場で決定すべきか、継続協議として次回以降の協議会で決定すべきかについて諮った。

この結果、賛成多数により、この場で決定することとなった。この結果、合併協定項目「9. 議会議員の定数及び任期の取扱い」については、合併特例法による「在任特例」を適用し、合併後最初に行われる市議会議員の一般選挙においては、定数特例を適用し

ないとすることが、賛成多数で決定された。

◆第8回合併協議会（平成13年7月16日：つくば市谷田部庁舎3階会議室）

【議事】

（協議事項）

- ①合併協定項目「2. 合併の期日」について
- ②合併協定項目「6. 条例・規則等の取扱い」について
- ③合併協定項目「8. 町・字名の取扱い」について
- ④合併協定項目「11. 地方税の取扱い」について
- ⑤合併協定項目「16. 公共的団体等の取扱い」について
- ⑥合併協定項目「21. 新市建設計画」の一部について

合併協定項目「2. 合併の期日」については、「平成14年11月1日」、「平成14年11月3日」、あるいは「新市建設計画を策定する前に期日を決めて良いのか、それを議論してから期日を決めるべき」との意見が出され、採決の結果、「平成14年11月1日」と決定された。

合併協定項目「6. 条例・規則等の取扱い」については、事務局より「つくば市の条例・規則等を適用する。ただし、

（1）荃崎町にのみある条例・規則のうち、つくば市に引き継ぐものについては、現行の制度を踏まえて調整するものとする。

（2）各種制度等の調整と関係する条例・規則等については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。」案が提案され、事務局案のとおり決定された。

合併協定項目「8. 町・字名の取扱い」は、事務局より「つくば市及び荃崎町の字の区域及び名称は、現行どおりとする。」案が提案され、事務局案のとおり決定された。

合併協定項目「11. 地方税の取扱い」については、事務局より「地方税の税率については、つくば市の制度に統一するものとする。ただし、

（1）個人市町民税の均等割及び法人市町民税の法人税割については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併年度は不均一課税とする。

（2）国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併年度は不均一課税とし、検討の上、翌年度統一するものとする。」案が提案され、事務局案のとおり決定された。

合併協定項目「16. 公共的団体等の取扱い」については、事務局より「各種公共的団体等については、合併後の新市の一体性の速やかな確立に資するため、それぞれの実情に応じて統合整備に努めるものとする。」案が提案され、事務局案のとおり決定された。

最後に、合併協定項目「21. 新市建設計画」の一部については、計画全体を6章で構成することを想定し、第1章序論、第2章新市の概況について提案がなされ、原案のとおり決定された。

◆第9回合併協議会（平成13年8月29日：荃崎町中央公民館会議室）

【議事】

（協議事項）

- ①平成13年度つくば市及び荃崎町合併協議会補正予算（案）について
- ②合併協定項目「15. 使用料・手数料の取扱い」について
- ③合併協定項目「17. 補助金等の取扱い」について
- ④合併協定項目「18. 行政連絡機構の取扱い」について
- ⑤合併協定項目「19. 各種事務事業の取扱い」について
- ⑥合併協定項目「21. 新市建設計画」の一部について

平成13年度協議会補正予算（案）については、原案のとおり決定された。

合併協定項目「15. 使用料・手数料の取扱い」については、事務局より「使用料、手数料については、原則としてつくば市の制度に統一するものとする。ただし、

（1）荃崎町、筑南地方広域行政事務組合並びに筑南水道企業団にのみ定めのある使用料・手数料については、その実情等に配慮しつつ調整の上、つくば市に引き継ぐものとする。

（2）両市町、筑南地方広域行政事務組合並びに筑南水道企業団の使用料・手数料のうち同一あるいは同種のもので、特別な事情により調整が困難なものについては、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。」案が提案され、事務局案のとおり決定された。

合併協定項目「17. 補助金等の取扱い」については、合併年度は現行どおりとし、事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から速やかに調整を図るものとするのが決定された。

合併協定項目「18. 行政連絡機構の取扱い」については、合併年度は現行どおりとし、速やかに調整し、統一に努めるものとするのが決定された。

合併協定項目「19. 各種事務事業の取扱い」については、協議の結果、次のとおり決定された。

（1）各種福祉制度

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし、荃崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては合併後速やかに調整する。

なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

（2）国民健康保険事業

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

（3）保健衛生事業

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

筑南地方広域行政事務組合が実施している斎場の事業については現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

（4）清掃事業

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

筑南地方広域行政事務組合が実施しているごみ・し尿の中間処理等については現行ど

おりつくば市に引き継ぐものとする。

なお、ごみの分別、収集運搬体制については合併後速やかに調整するものとする。

(5) 各種産業制度

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし、茎崎町が実施している水田農業経営確立対策事業等については、現行どおりつくば市に引き継ぎ、休耕農地対策事業等については合併後速やかに調整する。

(6) 教育制度

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし、公立幼稚園の入園料・授業料、学校給食費、各公民館で実施されている講座等については合併後速やかに調整する。

(7) 消防事業

筑南地方広域行政事務組合が実施している消防事業については現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

茎崎町消防団は現行どおりつくば市に引き継ぐものとし、分団数、団員定数については合併後速やかに調整する。

ただし、団員の手当等についてはつくば市の制度を適用する。

(8) 上水道事業

筑南水道企業団が実施している上水道事業については現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

(9) 下水道事業

茎崎町、筑南地方広域行政事務組合が実施している下水道事業については現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

ただし、受益者負担金、徴収方法等については合併後速やかに調整する。

(10) 国際交流事業

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし、茎崎町の姉妹都市交流、文化・スポーツ交流事業は現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

(11) 納税関係事業

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし、郵便局での納付、納税貯蓄組合に対する奨励金等については合併後速やかに調整する。

(12) 介護保険制度

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし、介護保険料については合併年度は現行どおりとし、検討の上、翌年度統一する。

なお、合併協定項目「19. 各種事務事業の取扱い」については、次のような意見が出された。

委員より財政上の問題もあろうかと思うが、両市町の良いところをできるだけ残し

ていくといった調整をしていただきたいとの意見があり、藤澤会長から、町長も私も同じ考えであり、両市町の住民にとってプラスになるものについては、できるだけ残していくとの考えが示された。

最後に、合併協定項目「21. 新市建設計画」の一部についての協議では、第3章新市建設の基本方針について、協議され、原案のとおり決定された。

◆第10回合併協議会（平成13年10月12日：つくば市谷田部庁舎3階会議室）

【議事】

（協議事項）

- ①合併協定項目「7. 組織及び機構の取扱い」について
- ②合併協定項目「20. 地域審議会の設置」について
- ③合併協定項目「21. 新市建設計画」について

合併協定項目「7. 組織及び機構の取扱い」についての協議では、現在の荃崎町役場を、当面の間支所として存続させるとする事務局案のとおり決定された。

合併協定項目「20. 地域審議会の設置」については、「設置すべきである」、「設置の必要性は無い」との両方の意見があり、協議のうえ決定には至らなかった。そこで、この協議案件について、採決により決定すべきか否かについて委員の挙手を求めたところ、賛成少数であったことから、次回に継続協議とすることとなった。

次に、合併協定項目「21. 新市建設計画」については、新市建設計画全6章のうち、前回までの協議決定部分を除き、第4章基本方針、第5章公共施設の統合整備、第6章財政計画について協議され、原案のとおり決定された。

◆第11回合併協議会（平成13年11月5日：つくば市谷田部庁舎3階会議室）

【議事】

（協議事項）

- ①合併協定項目「20. 地域審議会の設置」について

合併協定項目「20. 地域審議会の設置」については、以上の意見を踏まえ、採決を行った結果、「設置すべきである」より「設置の必要性は無い」とする者が多く、設置しないことに決定された。

前回同様、「設置すべきである」、「設置の必要性は無い」との両方の意見があった。両方の意見の概要は、次のとおりである。

- ・前回の協議会后、荃崎町の委員で協議した結果、大勢の意見としては、「設置しなくても良い」ということであった。その理由として、それぞれの地区で設置すると、一体化の阻害要因になるというものであった。
- ・アンケート調査や多くの住民に聞いてみると、多くの面で合併についての不安があるという意見が多く、地域審議会を設置してこのような不安を取り除くべきである。

・それぞれの地域に地域審議会があれば，住民のニーズをつかみやすい。行政は住民の要望を実現していくことが大事なことである。つくば地域にも設置すべきであり，旧5地区に分けて部会を設ける。さらに，どちらの地域審議会でも委員は公募制にして任期を定めて運営する。

・議員は，住民の代表者であり，間接制民主主義の中で住民の意見を行政に十分反映させていける。従って，議員が一生懸命頑張っていけば地域審議会は必要ない。

・地域審議会に代わるものとして，議会に特別委員会を設置して，そこで建設計画等を審議すれば簡素化される。地域審議会よりも力の強い議会で審議していく方が良い。従って，地域審議会の設置は必要ない。

・議会だけというものではなく，住民が意見を言える場をいくつも創っていくということが大事である。

6 つくば市・茎崎町合併市民会議

(1) 開催の趣旨

つくば市と茎崎町の合併及び新しいまちづくりについての理解を深めるとともに、合併後の新市建設計画（案）（まちづくりマスタープラン）を、広く市民・町民に公開し、意見等を集約することによって、新しいまちづくり計画に反映させる。

(2) 開催の日時 平成13年10月6日（土）
午後2時から午後4時30分まで

(3) 開催の場所 つくば国際会議場（エポカルつくば）大ホール

(4) 主 催 つくば市及び茎崎町合併協議会
つくば市
茎崎町
茨城県

(5) 参加者数 約550名

(6) 会議の内容等

・開会あいさつ

主催者：つくば市及び茎崎町合併協議会会長 つくば市長 藤澤 順一
同 副会長 茎崎町長 栗原 正光

・新市建設計画（案）の概要について

新市建設計画の概要について説明し理解を深めるとともに、広く市民・町民からの意見等を求め、新しいまちづくり計画に反映させる。

（つくば市及び茎崎町合併協議会事務局より概要説明）

・作文発表

つくば市と茎崎町の中学生による作文発表等

作文のテーマ「こんなまちに住みたい」

つくば市中学生代表 私立茗溪学園中学校 2年 山田 雅和さん

茎崎町中学生代表 町立高崎中学校 1年 岡田 ゆいさん

・基調講演

講演者 岸 ユキ先生（女優・タレント）

講演のテーマ 「わが街と人づくり」

・パネルディスカッション

テーマ 「合併と新しいまちづくり」

コーディネーター 長田 満江先生（東京家政学院筑波女子大学教授）

パネリスト つくば市及び茎崎町の市町民代表者 4名

飯田 正行さん（飯田自動車整備工場取締役）

矢澤 容子さん（タム地球環境研究所研究員，市環境審議会副会長）

久松 淑子さん（町教育委員，町行政改革懇談会委員）

丹上 幸一さん（都市基盤整備公団茨城地域支社つくば整備部長）

・小・中学生制作による絵画作品の展示（展示場所；大ホール前2階フロア）

合併市民会議に併せて「これからのまちづくり」をテーマにしたつくば市，茎崎町の小

・中学生制作による絵画作品を展示した。

*参加者の意見・感想（アンケート）について

55人の方から，意見等が提出された。内容は，「合併を実現してほしい」，「筑波山・牛久沼などの自然と調和したまちづくりを進めてほしい」，「公共交通網の整備充実」，「新庁舎の建設をしてほしい」などであった。

思いやりあふれる町に

荃崎町立高崎中学校一年 岡田 ゆい

私は、荃崎町で生まれて、荃崎町で育っています。そして、この私が生まれて、育った町は、来年（平成14年）11月1日につくば市と合併されることになりました。

つくば市は、国の研究機関があったり、大きなお店もたくさんあります。私は、学校から何度かつくば市の研究施設に見学に行ったりもしました。家族とは、買い物に行ったり、ジャイカに行って、外国人との交流を楽しんだりもしました。

つくば市は、国際的で便利な市だなと思いました。しかし、それは、とりにある生活に役立つ市というイメージでした。

私は、荃崎町でせみの鳴き声を聞いて、夏休みを過ごしています。稲荷川をわたり、特産のねぎ畑の横を抜け、林に囲まれた急な坂を自転車で汗を流してのぼって学校へ通っています。私は、こんな自然が、いっぱい荃崎町が大好きです。

だから、合併したら、荃崎町とつくば市のよいところがいきる市になったらよいと思います。子どもに夢を与え、大人に働きやすい、お年寄りや障害者には、やさしい、そして世界に開けた国際都市になったらいいと思います。もちろん環境にも気をつけて。

子どもが夢を持つためには、自然が必要だと思います。私たちは、自然からの恵みを受け、自然から教えてもらうことが多いから。

大人が働きやすいようにするためには、子どもを安心して預けられるところがあるといいと思います。私は、保育所を2回変わりました。母の仕事の都合と保育所の条件があわなかったためだといっていました。時間外保育の所を探すのは、当時はとても大変だったそうです。だから、安心して子どもを預けられたら、大人は働きやすいと思いました。お年寄りや障害者などは、生活するのにハンディを持っています。そのハンディを解消できるような市づくりができれば、もっと外へ出てきて生き生きとした人生が送れると思います。

私は、インドネシアの人々と交流をする会に入っています。インドネシアの料理、踊り、風習などたくさんを教えてもらいました。一つの国の人と交流しただけでも、とても楽しいのだから、みんながいろいろな国の人と気軽に交流できたらもっともっと楽しくなると思います。

合併して、面積が大きくなっても、人と人との小さな思いやりを大切にしたい世界中のお手本になるような市になったらいいなと思います。

災害から学ぶ新しいまちづくり

私立茗溪学園中学校二年 山田 雅和

先日、あの悲惨だった神戸大震災のテレビを見ました。家やビルがあとかたもなく倒れ、火災がおきて、多くの人が被害にあいました。倒れたがれきの間からようやく助けだしても、長時間筋肉が圧迫されたのが原因で亡くなってしまった人もいます。だから、人命救助は一刻一秒をあらそい、急いで助け出さないといけないそうです。

震源地の淡路島では、古い家並がすべてくずれてしまったにもかかわらず、島民の安否はすぐに確認できたそうです。また、救助もすみやかに行われたおかげで、人的被害は少なくてすんだそうです。

なぜ、このように短時間でできたのでしょうか。

それは、島民の人々のつながりにあります。近所づきあいが深いので、その家の家族、親せき、すべてのつながりをみんな知っているそうです。驚いたことにどこで寝ているかまで知っているのが、助け出すのがすぐに出来たそうです。このようなことができるのも、日頃から行事や消防団などの集まりに村の人みんなで参加するからだそうです。近所づきあいがうすれてきている都会から考えると、なんともうらやましい話しです。人々とのふれ合いの中から地域のつながりが生まれるのだなと考えさせられました。

万が一の災害に備えて、道はばを広くしたり、電信柱を地中に埋めて避難道路を確保したり、災害に強いまちづくりを考えてほしいと思う。しかし、建物だけを強化するだけでなく、日頃の訓練を通して隣り近所のつながりを深めるのも大切だと思います。

ぼくの地域でも、昔は夏になると都会の人が田舎に帰って来て、盆踊りをしたりみこしをかついだり、にぎやかに祭りを楽しんだそうです。今では、そういう集まりもなくなりとても残念です。しかし、最近では、学園都市を中心として、つくば市の新しい文化が生まれようとしています。先日行われたつくばねぶたもその一つで、笛や太鼓の音が秋の訪れを告げるかのように、つくばの夜空に響き渡っていました。大勢の人々が楽しいひとときを過ごすこうしたお祭りは、いつまでも続けてほしいなと思いました。

つくば市は今、荃崎町との合併を考えているそうです。そうすると、なおさら人と地域の交流やつながりはとても重要になってくると思います。例えば、ドームのようなグラウンドをつくり、地域対抗の大運動会を繰り広げるといえるのはいかがでしょうか。ある地方ではつな引きによって町の境界を決定しているユニークな所もあるそうです。大空のもと気持ちのいい汗を流し、人々がふれ合えるようなイベントもあるとおもしろいと思います。

また、つくば市はたくさんの外国の方が住んでいるので、とても国際色豊かな都市です。エクスプレスが開通すると、もっと大勢の方がつくばの土地を訪れてくれると思います。外国語で案内できる掲示板や、引っ越してきた人のための情報マップの作成、困っている人に教えてあげられるようなシステムを考えてあげられるといいと思います。僕は、外国の人たちと友達になって言葉や文化を教えてもらいたいなと思っています。知り合える機会があれば、ぜひ参加したいです。

最近幼児虐待のニュースが多くなっています。核家族の増加や両親の共働きなど子育てをめぐっての環境が問題となっています。僕の家は祖母がいるので、食事の事やそうじ、畑

仕事までいろいろと教わります。学校では教えてもらえないことを生活の中で自然と身につけさせられます。病気の時や子育てに困っている時にちょっと手伝ってもらえる人がいたらどんなに助かるでしょうか。お年寄りの人たちは生活の知恵をたくさん知っています。気軽に相談したり、悩みを聞いてもらえる場所があるといいなと思います。

緑豊かなつくば市は、人と人とのつながりが深く、やすらぎのあるとても良い街だとみんなに誇れるまちになってほしいなと思います。そして、将来きれいに整備されて住みやすいまちとして、たくさんの方がつくば市に住んでくれればいいなと思います。

7 荃崎町地区座談会

(1) 平成11年度(第1回)

- ・日時：平成11年5月11日～6月28日
- ・場所：各地区公民館，農村集落センター等
- ・回数：町内全地区(38地区)各1回
- ・参加人数：938人
- ・座談会進行表

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○開会○区長あいさつ○町長あいさつ○座談会(説明，要望，質疑)○その他○閉会 |
|---|

- ・町からの出席者 町長，収入役，教育長，各課長等
- ・概要

栗原町長就任後，初めての座談会が町内全域で開催され，町政全般についての基本方針などが報告された。特に，つくば市との合併問題については選挙公約でもあるので，今後，町民と話し合いながらつくば市と協議を進めていくとの方針が示された。

(2) 平成12年度(第2回)

- ・日時：平成12年4月24日～7月22日
- ・場所：各地区公民館，農村集落センター等
- ・回数：町内全地区(38地区)各1回
- ・参加人数：729人
- ・座談会進行表

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○開会○区長あいさつ○町長あいさつ○あらかじめ地区から寄せられた要望等に対する説明(回答)○懇談○閉会 |
|--|

- ・町からの出席者 町長，収入役，教育長，各課長等
- ・概要

前年度同様，町内全域で開催され，町政全般について話し合いが行われた。

特につくば市との合併問題については、昨年11月につくば市との合併に向けて合併協議会がスタートしたことや協議状況などについて説明が行われた。

(3) 平成13年度(第3回)

- ・日時：平成13年5月21日～6月17日
- ・場所：各地区公民館，農村集落センター等
- ・回数：町内全地区(38地区)各1回
- ・参加人数：776人
- ・座談会進行表

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○開会○区長あいさつ○町長あいさつ○つくば市との合併に関する説明○事前要望等に対する回答，説明○懇談○閉会 |
|---|

- ・町からの出席者 町長，各課長等
- ・概要

本年度の座談会は、つくば市との合併に関することを中心として、町内全域で開催され、栗原町長から次のような考え方が示された。

合併気運の醸成はおおむね図られていると感じており、今後合意形成が必要との判断から、今回は合併を中心とした懇談会とし、町民の皆さんの考えをお聞きして、合併に対する決断をしていきたいと考えている。また、私は町民の福祉向上を願い、つくば市との合併を推進している。合併するには、町の置かれている状況や今までにない国、県の財政支援策があるこの時期が最良と考えている。

私としては公約どおり私の任期内である平成14年12月までには、合併を成功させるため誠心誠意努力していく。できれば今年中に合併調印まで持っていきたいと考えているので、よろしく願いしたい。

8 行政制度等の調整

(1) 「行政内容現況調書」及び「行政内容分析調書」の作成

平成11年12月から翌年7月にかけて、両市町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の各種事務事業状況を記載した「行政内容現況調書」を作成した。「行政内容現況調書」については、その後の具体的な制度等の調整での活用を図るため、第2回及び第3回合併協議会において協議、承認された。

「行政内容現況調書」の内容構成は、次頁のとおりである。

平成12年10月、前述の「行政内容現況調書」をもとに、客観的に合併に向けた各種事務事業についての効果（メリット）と留意点（デメリット）を整理した「行政内容分析調書」を作成し、第4回合併協議会で協議、承認された。

(2) 関係者調整会議の設置

平成13年2月1日開催の第5回つくば市及び荃崎町合併協議会において、21の合併協定項目が協議、決定されたことにより、同年2月15日、合併関係団体における各種制度、事務事業等の具体的な調整方針等を協議するため、両市町、筑南地方行政事務組合及び筑南水道企業団の職員で構成する「関係者調整会議」を設置した。

関係者調整会議には、9つの専門部会（つくば市の担当部単位）を設け、合併協定項目に関連する調整をはじめ、各種事務事業等の調整作業をそれぞれの担当課、または担当者間で進めていくこととした。

特に、各種事務事業等の調整については、第6回合併協議会において承認された「行政制度等に関する調整指針」を基本に、各専門部会、担当者協議を実施した。合併協議会事務局では、合併後の新市における各種事務事業を円滑に進めるため、個別事務事業ごとの調整方針（案）を定めた「行政制度等の調整方針」を作成した。「行政制度等の調整方針」は、各専門部会単位で協議された各種事務事業等を以下の基本分類により整理したもので、関係者調整会議での承認後、合併協議会委員及び両市町議会への提示、市民への広報資料等に活用した。

制度調整方針の基本分類

- (1) 合併時につくば市の制度を適用する。
- (2) 合併時に荃崎町、筑南地方広域行政事務組合、筑南水道企業団の例により調整する。
- (3) 現行のままつくば市に引き継ぐ。
- (4) 合併時に新たな制度を創設する。
- (5) 合併後速やかに（段階的に）調整する。
- (6) 合併時に廃止する。

*上記の分類によらないものは、具体的な調整方針による。

行政内容現況調書内容構成

大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
1. 市町勢	1. 市・町勢	中項目を細分化した各種制度, 事務事業等	8. 保健衛生	1. 医療関係施設	中項目を細分化した各種制度, 事務事業等
	2. 将来像			2. 救急・医療制度	
	3. 面積			3. 保健医療施設	
	4. 人口			4. ごみ処理	
2. 土地利用状況	1. 地目別土地利用の推移			5. し尿処理	
	2. 地域・地区指定面積の推移			6. 斎場	
	3. 面的開発の状況			7. その他の保健衛生施設	
	4. 土地利用関係団体の概要			8. 環境	
3. 議会	1. 議会構成		9. 産業・経済	1. 農業	
	2. 任期・報酬			2. 林業	
4. 行政組織機構	1. 特別職の状況			3. 漁業	
	2. 教育長			4. 商業	
	3. 非常勤特別職			5. 工業	
	4. 行政組織機構			6. 観光	
5. 農業委員会	1. 構成			7. 事業所	
	2. 任期・報酬		10. 建設	1. 道路・橋りょうの概況	
	3. 事業			2. 住宅所有の状況	
6. 財政・税務	1. 一般会計決算収支の推移			3. 公営住宅の概況	
	2. 特別会計決算収支の推移			4. 公共下水道	
	3. 企業会計決算収支の推移			5. 都市下水路の概況	
	4. 主要財政指標			6. 都市公園の概況	
	5. 公債費等の状況			7. 地積調査	
	6. 市町民税の状況		11. 教育・文化	1. 幼稚園の概況	
	7. 財政関係事務			2. 小・中学校の概況	
	8. 主要ストック水準			3. 中学校卒業後の進路状況	
7. 民生福祉	1. 生活保護			4. 高等学校の概況	
	2. 高齢者福祉			5. 大学・短期大学の概況	
	3. 児童・母子寡婦(父子)福祉			6. 特殊学校の概況	
	4. 障害者(児)福祉	7. 社会教育・文化施設の概況			
	5. 民生(児童)委員	8. 社会体育施設の概況			
	6. その他の社会福祉	9. 青少年育成			
	7. 医療福祉	10. 文化財の概況			
	8. 国民年金	11. 各種育英奨学金概要			
	9. 国民健康保険	12. 関係団体・学校補助			
	10. 介護保険	12. 消防	1. 消防・救急		
	11. 交通安全		2. 消防団		
	12. 消費者行政				
	13. その他				

大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
13. 水道	1. 上水道の概況	中項目を細分化した各種制度，事務事業等	16. 国際交流	1. 国際交流	中項目を細分化した各種制度，事務事業等
	2. 簡易水道等の概況		17. 男女共同参画社会	1. 男女共同参画社会	
	3. 水道料金等		18. 選挙	1. 構成	
14. 住民活動	1. 広報公聴活動			2. 公費負担	
	2. 住民相談			3. その他	
	3. 住民組織		19. 電算処理	1. 電算処理	
	4. 住民活動支援		20. 関係行政機関等	関係行政機関等	
	5. 情報公開制度				
15. 使用料・手数料	1. 使用料				
	2. 手数料				

行政制度等に関する調整指針

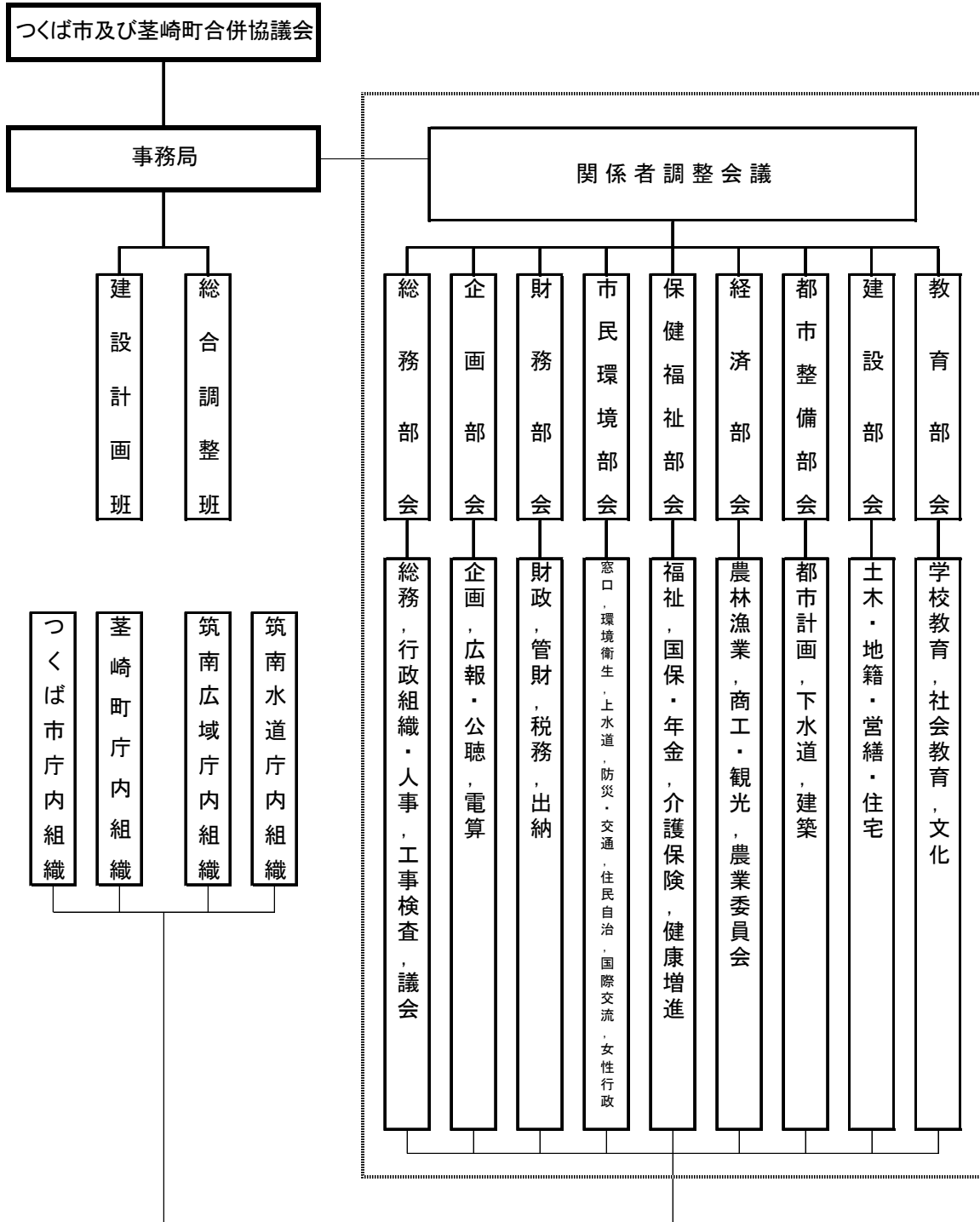
行政制度等に関する調整指針とは、両市町が合併した際に住民生活に支障等きたさないように事前に調整を図るための基本的な考え方となるものです。

また、事務レベルにおいて各種行政制度等の総合的な調整を進めていくにあたり、この基本的な考え方となる「行政制度等調整指針」を合併協議会で示す必要があります。

行政制度等調整指針

1. 新市に移行する際、速やかな一体性の確保に努めるものとする。なお、合併の方式がつくば市へ茎崎町が編入される「編入合併」であることから、基本的には、つくば市の制度に統一していくものとする。
2. 新市において健全なる財政運営が行えるよう、事務事業の一元化を図る際には、後年度負担等も考慮し行政改革の観点からも見直し等を含めて調整をしていくものとする。
3. 負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう配慮するとともに、行政格差を生じないように努めるものとする。ただし、新市への移行期において負担の急激な変化が生じるものについては、緩和策等を考慮していくものとする。
4. 原則として合併時に制度等を統一していくものとするが、合併前の地域環境等から統一が難しい制度等については、新市において調整していくものとする。

合併協議における組織体制



9 つくば市・荃崎町合併まちづくり計画（新市建設計画）

別掲

10 県知事への協議申請

新市建設計画の策定に伴い、合併協議会会長から県知事あてに、9月16日に事前協議を行い、意見を求めたところ、10月2日に県知事より県の意見が出された。合併協議会として県の意見等を再度調整し、知事あてに10月16日に協議を行い、11月8日付けをもって異議のない旨の回答があった。

○建設計画の協議についての回答書（抜粋）

	地 第 1575 号 平成13年11月8日
つくば市及び荃崎町合併協議会 会長 藤澤 順一 様	
	茨城県知事 橋本 昌
つくば市・荃崎町合併建設計画に係る県協議について（回答）	
平成13年10月16日付け13つ荃合協第26号により協議のあったことについては、異議はありません。	

1 1 合併協定調印式

平成13年11月12日、つくば国際会議場において、つくば市・荃崎町合併協定調印式が行われた。当日は、橋本昌茨城県知事並びに鬼沢忠治茨城県議会議長をはじめ、地元選出国会議員の丹羽雄哉様、狩野安様、小林元様、茨城県議会議員の市原健一様、飯泉淳様、茨城県から末宗徹郎総務部長、都市基盤整備公団より秋田昇一茨城地域支社長を来賓に迎え、両市町議会議員、市町職員及び県の関係者も出席し、県知事とつくば市及び荃崎町合併協議会委員の立ち会いのもと、合併協議会会長である藤澤順一つくば市長、副会長である栗原正光荃崎町長の協定書への調印が行われた。

調印式では、これまでの合併に関する経過報告、合併協議会で決定された協定事項についての説明が行われた。これを受け合併協定書に両首長が署名し、続いて立会人として合併協議会委員が順次署名し、最後に県知事が署名した。

調印の後、両首長があいさつし、関係者の取り組みに謝意を表すとともに、新たな都市づくりへの決意を述べた。

続いて、橋本県知事、丹羽衆議院議員、鬼沢県議会議長が来賓者を代表して祝辞を述べ、つくば市が世界のつくば市として発展していけるよう期待するとともに、国、県としてもできるだけの支援をしていくことを述べた。

つくば市・茎崎町合併協定調印式次第

と き：平成13年11月12日（月）

午後3時から

ところ：つくば国際会議場多目的ホール

1. 開会

2. 経過報告

3. 合併協定書調印

1) 市長・町長署名

2) 立会人署名

・合併協議会委員署名

・知事署名

4. 主催者挨拶

つくば市長

藤澤 順一

茎崎町長

栗原 正光

5. 来賓祝辞

茨城県知事

橋本 昌

衆議院議員

丹羽 雄哉

茨城県議会議長

鬼沢 忠治

6. 閉会

つくば市・荃崎町合併協定調印式あいさつ

つくば市長：藤澤順一

本日は、お忙しい中、「つくば市・荃崎町合併協定調印式」にご出席を賜り心から御礼申し上げます。

ただいま、橋本茨城県知事をはじめ合併協議会委員の皆様並びに御来賓の皆様をお迎えし、つくば市と荃崎町の合併調印式が滞りなく結ばれました。

合併協議会の委員の皆様方はもとより、ご指導をいただきました茨城県をはじめ関係者の皆様方のご指導とご協力にあらためて御礼を申し上げます。

いよいよもって研究学園都市建設の一つの目標でございました都市の一体化が図られることになりましたが、現在進めておりますつくばエクスプレス、圏央道の整備などと相俟って、我が国最大の研究開発センター、国際科学技術都市としての一体的なまちづくりを進めていかなければならないという責任の大きさをあらためて強く感じております。

振り返りますと、つくば市は1987年、昭和62年11月及び1988年、昭和63年1月に合併し現在にいたっております。研究学園都市の建設は、閣議了解以来43年の歳月が流れております。あらためて申し上げるまでもなく研究学園都市の建設事業は、荃崎町を含む地域を一体として進められてきたものであり、既に現在の都市機能は消防、ごみ処理、上下水道など地域住民の日々の暮らしの中で密着し一体化しているばかりでなく、人々の暮らしや行動、発想などの日常性は両市町の地図上の境界線を乗り越えて動いております。

つくば市としましては都市としての真の意味での熟成や質的な量的な発展充実を図っていくうえで、荃崎町との合併は避けて通ることのできない、さらには後世の人々に対する責務であり、最重要課題であると痛感しておりました。

合併協議会は、平成10年にあらためて誕生されました栗原荃崎町長の並々ならぬご決意と将来を見据えた展望、さらにはご自分を無にするご英断によって立ち上げることができましたが、2年間11回にわたり各委員の活発な意見の開陳のもと、合併後の新市がどのようなビジョンに立ち、その実現に向けてどういったまちづくりを進めていくのかという議論を重ねてまいりました。このたび21項目についての協議が整い、その証として合併協定書締結の運びとなりましたことは誠に感慨深いものがございます。

本日ご出席の合併協議会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様方におかれましても同様のお気持ちではないかと拝察する次第でございます。

日本を代表する科学技術の開発センターとして、つくば市と荃崎町の合併は、これまで長い年月をかけ多くの関係者のご労苦を費やして築きあげてきた集大成でもあります。重ねて荃崎町、つくば市の住民の皆様方はもとより、多くの関係者の皆様に心より御礼を申し上げる次第でございます。

結びになりますが、本日の調印式はゴールインではございません。つくば地域の新たな歴史の1ページが開かれたに過ぎません。つくば市は今後も引き続き都市としての熟成を図りながら、ここに生活するすべての人々が安心して暮らすことのできる、富み栄える平和な理想郷づくりをさらに推進して参りたいと思っております。

ご指導をいただきました皆様方に重ねて御礼を申し上げ、本日ご列席の皆様方には今まで以上

にご支援とご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

荃崎町長 栗原 正光

本日ここに、「つくば市・荃崎町合併協定調印式」を挙行いたしましたところ、関係者各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

また、来賓の皆様方には、公私ともに何かとご繁忙のところご臨席を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、御案内のとおり、つくば市と荃崎町は、合併協議会において11回にわたる合併協議を重ねた結果、協議が整いまして、本日、めでたく合併協定の調印という運びになりました。

そして先ほどは、調印書に署名いたしましたところでございますが、まさに、万感胸にせまる思いでございました。

その思いと申しますのは、まず、町民の皆さんとの約束が果たせるということでもあります。

顧みますと、平成10年12月、私は荃崎町長に就任したわけでございますが、その際、町民の皆さんとお約束をいたしました。それは、あらためて申し上げるまでもなく、「つくば市との合併実現」でございます。その約束を守るべく皆さんのご支援をいただきながら、誠心誠意努力してまいりました。その多くの町民の悲願が今、現実のものになりつつあり、いささかな安堵感とともに感慨深く思うところであります。

また、この調印は明治22年「荃崎」誕生以来110年余りの歴史に幕を閉じるということでもあります。しかし合併いたしましても、地域の伝統や文化、人とのつながりなど、輝かしい歴史がなくなるものでは決してありません。先人の方々が、英知と並々ならぬ努力により築き上げられた、ひとつひとつの「荃崎」の歴史は永遠に残るはずであります。私はそれらに思いを馳せながら調印書に筆を走らせた次第であります。

今後は、両市町の議会、そして県議会の決議をいただくなど、様々な手続きを経て来年の11月1日には新市が誕生いたします。

ただし、藤澤市長のあいさつにもございましたが、合併自体がゴールではありません。この我が郷土「つくば」を全国、いや世界に誇れるまちに市民一丸となつてつくり上げていかなければなりません。そして、来るべき次の世代の人々に引き継いでいく、このことが今を生きる我々の使命であり、重大な責務であります。

従いまして、関係者各位並びに来賓の皆様には、今後とも「つくば市」発展のためご支援とご協力を賜りますよう、節にお願い申し上げます。

結びに臨みまして、ここにお集まりの皆様方のご健勝と今後益々のご活躍を祈念いたしますとともに、つくば市のいや栄を祈念いたしまして私のあいさつといたします。

本日は誠にご苦労様でした。

1 2 合併関係議案の議決

(1) つくば市議会

合併協定調印式後、12月6日に平成13年第4回つくば市議会定例会が開催され、次の合併関係議案3件を審議する予定であったが、議会が開会されたものの、合併関係の事案の取り扱いなどをめぐって紛糾し、議案審議などが行われることなく終わった。その後、12月21日に、平成13年度第3回つくば市議会臨時会が開催され、同議案3件が上程された。合併関係議案に係る質疑等が多く出され、当日だけでは終了できず翌日まで審議が続けられ、いずれも原案のとおり可決された。

* 合併関係議案

- ・つくば市及び稲敷郡茎崎町の廃置分合について
- ・つくば市及び稲敷郡茎崎町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
- ・つくば市及び稲敷郡茎崎町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

(2) 茎崎町議会

12月10日に平成13年度第4回茎崎町議会定例会が開催され、次の合併関係議案3件を上程し、いずれも原案のとおり12月13日に可決された。

* 合併関係議案

- ・つくば市及び稲敷郡茎崎町の廃置分合について
- ・つくば市及び稲敷郡茎崎町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
- ・つくば市及び稲敷郡茎崎町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

1 3 合併申請と県知事処分決定

(1) 合併申請書の提出

合併協定調印式及び両市街議会の議決を経て、平成14年1月16日につくば市長と茎崎町長から県知事へ「廃置分合の申請」がなされた。

・廃置分合申請書（抜粋）

平成14年1月16日
茨城県知事 橋本 昌 様
つくば市長 藤澤 順一 稲敷郡茎崎町長 栗原 正光
つくば市・稲敷郡茎崎町の廃置分合について（申請）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成14年11月1日から稲敷郡茎崎町を廃し、その区域をつくば市に編入することとしたいので、下記の関係書類を添えて申請します。
記
1 廃置分合を必要とした理由
2 合併の経緯の概要
3 関係市町の議会の議決書及び会議録の写し
(1) 廃置分合に関する議会の議決書の写し
(2) 廃置分合に伴う経過措置に関する議会の議決書の写し
(3) 廃置分合に伴う財産処分に関する議会の議決書の写し
(4) 会議録の写し
4 廃置分合に伴う経過措置に関する協議書の写し
5 廃置分合に伴う財産処分に関する協議書の写し
6 合併協定書
7 つくば市・茎崎町合併まちづくり計画書
8 その他関係資料

- ・つくば市及び稲敷郡茎崎町の廃置分合に伴う協議書（抜粋）

つくば市及び稲敷郡茎崎町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成14年11月1日から稲敷郡茎崎町（以下「茎崎町」という。）を廃し、その区域をつくば市に編入することに伴う、茎崎町の議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）により、下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の在任

茎崎町の議会の議員でつくば市の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、つくば市の議会の議員の残任期間に限り、引き続きつくば市の議会の議員として在任する。

2 農業委員会の委員の任期等

茎崎町農業委員会は、つくば市農業委員会に統合するものとし、茎崎町の農業委員会の選挙による委員でつくば市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、つくば市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続きつくば市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成13年12月27日

つくば市長 藤澤 順一

茎崎町長 栗原 正光

つくば市及び稲敷郡茎崎町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成14年11月1日から稲敷郡茎崎町（以下「茎崎町」という。）を廃し，その区域をつくば市に編入することに伴う財産処分について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により，下記のとおり定めるものとする。

記

茎崎町，筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の財産は，すべてつくば市に引き継ぐものとする。

平成13年12月27日

つくば市長 藤澤 順一

茎崎町長 栗原 正光

(2) 県議会議決・県知事処分決定・総務大臣告示

平成14年第1回県議会定例会に両市町の合併に係る議案を提案し、3月22日原案のとおり可決された。

* 県議会上程議案

- ・つくば市と茎崎町の合併について

県議会議決後、3月26日に県知事が両市町の廃置分合を処分決定し、同日決定書が両市町長あて通知されるとともに、その旨を総務大臣に届出がなされた。

平成14年5月23日官報第3366号総務省告示第310号で市町の廃置分合の処分が官報告示された。これによって合併に関する法的な手続きをすべて完了した。

- ・廃置分合についての茨城県通知（抜粋）

地 第 498 号
平成14年3月26日

つくば市長 藤澤 順一 殿

茨城県知事 橋本 昌

つくば市と稲敷郡茎崎町との廃置分合について（通知）

平成14年1月16日付けで申請のあったこのことについては、地方自治法第7条第1項の規定に基づき、別添決定書のとおり処分し、その旨を総務大臣に届け出たので通知します。

決 定 書

地方自治法第7条第1項の規定により、平成14年11月1日から稲敷郡茎崎町を廃し、その区域をつくば市に編入するものとする。

平成14年3月26日

茨城県知事 橋本 昌